

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年一月二十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第六号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行細則の一部を改正する規則

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行細則（昭和四十五年広島県規則第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(指定基準) 第一条の二 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 崩壊により危害が生じるおそれのある官公署、学校、病院、旅館等又は二戸以上の人家がある急傾斜地</p> <p>三 (略)</p>	<p>(指定基準) 第一条の二 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 崩壊により危害が生じるおそれのある官公署、学校、病院、旅館等又は五戸以上の人家がある急傾斜地</p> <p>三 (略)</p>

別記様式第一号から別記様式第九号までの様式中「五」を「五」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。